

会派『政策フォーラム・市民の声あげお』としての要望と進捗状況についての市の回答

2022年
2月1日

| 項目 | 内容 | 進捗状況 |
|-----------------------|--|--|
| 新型コロナウイルス感染症対策についての要望 | <p>(イ)新型コロナウイルス感染症の感染再拡大により PCR 検査の需要が大きく高まっていることから、検査を希望しても当日中に検査を受けることができない、いわゆる「検査難民」が多く発生している。</p> <p>このことから、市として各検査機関および医療機関ならびに上尾市医師会と適切な連携を行い、希望する市民が検査を受けられるよう対策を講じること。また、改めて市として発熱外来診療体制を整備することの必要性を検討すること。</p> | <p>感染者の急増等に伴い、厚生労働省は医薬品卸売業者やメーカーに対し、抗原定性検査キット等の安定供給において必要な措置を講ずるよう、また優先付けを行いながら供給体制を確保していくよう依頼しております。</p> <p>今後の動向を注視するとともに、発熱外来診療におきましても、引き続き、上尾市医師会と連携を図ってまいります。</p> |
| | <p>(ロ)鴻巣保健所への市職員の派遣について、同一の職員を連続して派遣するなど、埼玉県および鴻巣保健所の業務負担の軽減に、より貢献する運用となるよう、適宜派遣方法の見直しを含めた検討を行うこと。</p> | <p>鴻巣保健所への市職員の派遣につきましては、鴻巣保健所および管内市町と調整の上、保健師資格を持つ職員 3 名を交代で派遣しております。</p> <p>今後も鴻巣保健所の要請に応じて、新型コロナウイルス感染症に係る業務に職員の派遣を継続します。</p> |
| | <p>(ハ)本市において実施している自宅療養者への支援について、改めて市民への周知を徹底すること。</p> <p>また、この周知徹底のために、各検査機関および医療機関に対しても同制度の周知への協力を求めること。</p> | <p>自宅療養者支援事業につきましては、これまでも市ホームページへの掲載や、鴻巣保健所、上尾市医師会、市内医療機関のご協力のもと、周知を行っております。</p> <p>令和4年1月27日、上尾市医師会および市内医療機関へ、PCR 検査等を受ける方に対し、PCR 検査費用の助成および自宅療養者への支援に係るリーフレットの配布を改めて依頼いたしました。</p> <p>また、鴻巣保健所に対しても、同リーフレットの配布および自宅療養者へ連絡を行う際に、同事業についてお知らせいただくよう改めて依頼したところでございます。</p> <p>引き続き、自宅療養者への支援を行ってまいります。</p> |

2022年
1月27日

| 項目 | 内容 | 進捗状況 |
|-----------------------|---|---|
| 新型コロナウイルス感染症対策についての要望 | <p>(1)小学校休業等対応助成金の周知徹底 新型コロナウイルス感染症に関連して小学校等が臨時休業となるなどして、休暇を取得せざるを得ない保護者に不利益が出ないように「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」の周知徹底を行うこと。 周知にあたっては具体的に以下のような対応を取るとともに、教育委員会としても各学校における周知状況の把握を行い、周知が不十分であると思われる学校がある場合には改めて周知の徹底を求めること。</p> <p>①本助成金について、臨時休業の対象児童の保護者に限定せず、全保護者に文書配布を行い、制度の周知を徹底すること。</p> | <p>【学務課】 各学校に対しては、現在までに4回(令和2年4月2日、令和3年2月10日、令和3年10月7日、令和4年1月19日)通知を発出いたしました。更に、令和4年1月19日の通知においては、保護者に配信メールや学校だより等により周知するように通知しています。</p> <p>【保育課】 保育所に対しては国のホームページをご案内するほか、国から発出されている通知について既に周知しており、改めて全保護者に対しても文書を配布し、制度の周知を図るよう通知いたします。</p> |
| | <p>②同、臨時休業の対象児童については、保護者の見落とし等による周知の漏れが発生しないよう、オンライン上での周知に限定せず、文書配布も含めて複数の手段による制度による制度周知を行うこと。</p> | <p>【障害福祉課】 放課後等デイサービスや児童発達支援の事業所に対しては、全保護者に漏れなく周知するよう、文書にて通知いたします。</p> |
| | <p>(2)一時預かり事業の周知徹底 新型コロナウイルス感染症に関連して保育所および幼稚園等が休園や学級閉鎖となるなどして、休暇を取得せざるを得ない保護者に不利益が出ないように、市の「一時預かり事業」の周知徹底を行うこと。 周知に行い、保護者に確実に情報が届くよう配慮を行うこと。</p> | <p>【保育課】 保育所、幼稚園に対して、一時預かり事業の臨時的利用について、保護者にお知らせするよう通知いたします。</p> |

2021年
8月25日

| 項目 | 内容 | 進捗状況 |
|--------------------|---|--|
| 新型コロナウイルス対策についての要望 | <p>(イ)飲食店以外の事業者への支援実施 新型コロナウイルス感染症により飲食店以外の事業者においても経済的ダメージが発生していることを受けて、飲食店以外の事業者の経営状況等に関する調査を実施するとともに、その結果に基づき支援を行うこと。</p> | <p>【商工課】 埼玉県による「埼玉県四半期経営動向調査」や上尾商工会議所による「新型コロナウイルス感染症の影響等に関する状況把握調査」の結果に基づき、市内事業者の経営状況の把握に努めております。その結果より、景況感は業種に限らず、当分の間回復が見込めないと予想する事業者が多く見られます。 そこで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(事業者支援分)を活用し、コロナの影響を受け、売上が減少し、公的融資制度を活用した市内中小・小規模事業者に対し、法人10万円、個人5万円の支援金を一律支給する予定であります。9月補正予算の成立後、速やかに事業を実施してまいります。</p> |
| | <p>(ロ)市関連施設における陽性者判明時の PCR 検査の実施 埼玉県が積極的疫学調査を縮小していることに鑑み、市役所庁舎、支所、出張所、保育所、小中学校、公民館等の各市関連施設において陽性者が判明した際に職員及び児童生徒を対象とした PCR 検査を実施すること。</p> | <p>【職員課、保育課、学校保健課】 保育施設については、積極的疫学調査を縮小していた期間についても保健所により濃厚接触者の特定が行われ、公費負担で PCR 検査を受けられていましたが、その他施設についても、9月27日から保健所による積極的疫学調査が再開されています。 それまでの間で積極的疫学調査が行われなかった場合には、事業所として県の基準に基づいて濃厚接触者の候補の調査を行い、保健所に候補者リストを提出することとしていましたが、該当者はありませんでした。</p> |
| | <p>(ハ)市行事及び学校等行事の開催におけるガイドラインの作成及び市民への公表 市が開催する各行事及び小中学校等が開催する各行事について、開催の可否の判断基準を市民に対して示すため、ガイドラインを定めるとともに市民に対し公表をすること。特に、学校行事については学校長の判断に一括で委ねず、市または教育委員会としてのガイドライン等を定めること。</p> | <p>【健康増進課】 市が開催する行事の開催の可否については、埼玉県の緊急事態措置に基づく要請等をもとに判断することとしております。 【指導課】 緊急事態宣言が適用されている機関における校外行事の実施につきましては、各上尾市立学校に実施の基準について通知しております。また、保護者にも、各学校をとおして、学校行事実施時の感染症拡大防止対策や実施の目安等を周知しております。</p> |
| | <p>(ニ)臨時宿泊施設及び入院待機ステーションの市としての設置 酸素や点滴の投与が可能な臨時宿泊療養施設及び入院待機ステーションを市独自で設置すること。</p> | <p>【健康増進課】 酸素ステーションの設置等に関しては、埼玉県により行われており、市独自で設置することは考えておりません。</p> |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>(六)医療物資の一層の確保 医療機関や消防で物資不足が発生しないよう、酸素ボンベやパルスオキシメーター等の医療物資について市としての一層の確保に努めること。</p> | <p>【健康増進課】 自宅療養者支援事業において活用する目的で、パルスオキシメーターを100個、酸素濃縮器を5台用意しております。今後の自宅療養者からの申請状況や感染動向を注視してまいります。</p> <p>【警防課】 消防本部において、現場活動に必要な酸素ボンベやパルスオキシメーター等は予備を含めて充足しており、今後も万全な体制作りに努めます。</p> |
|--|---|--|

【5月11日】

| 項目 | 内容 | 進捗状況 |
|---------------------------|---|--|
| <p>新型コロナウイルス対策についての要望</p> | <p><u>(イ)予約受付方式の再検討</u> これまで 3 回の予約受付において、システム上での課題から予約ができない市民が多く発生したことに鑑みて、予約受付の方式の再検討を行うこと。特に集団接種については、他の自治体で取られている年齢や年代ごとに予約受付日を変えるなどの方式について、早急に検討を行うこと。</p> | <p>予約の受付につきましては、接種順位にそって開始しております。現在は、一般の対象についても、年齢層ごとに順次予約開始を進めているところです。</p> |
| | <p><u>(ロ)個別接種における情報公開の徹底</u> 個別接種について、現状では予約受付可能日や供給数、および条件などが詳細に提示されていないことで市民ならびに各医療機関に負担を強いていることから、市として情報収集を十分に行い、一定の間隔で状況を更新するなど情報公開を徹底すること。また、各医療機関それぞれについての受付方法など予約受付に関する情報や「かかりつけ医」の定義等を市民にわかりやすく示すこと。</p> | <p>接種医療機関等の情報については、市ホームページに最新情報を掲載するほか、広報あげおや SNS、自治会や民生委員などを通じて情報提供を行い、周知を図ってまいります。 かかりつけ医の定義は、各医療機関により異なるため、定義づけることが困難と考えております。</p> |
| | <p><u>(ハ)接種事業についての周知強化</u> ホームページおよび防災無線だけでなく、公用車を活用するなど、接種事業についての周知の強化を行うこと。</p> | <p>市民全体への周知については、市ホームページに最新情報を掲載するほか、広報あげおや SNS、自治会や民生委員などを通じて情報提供を行い、周知を図ってまいります。</p> |
| | <p><u>(ニ)副反応についての周知</u> 2 回目の接種時に副反応が多くみられるとの情報が報道等により示されていることから、情報収集を早急に行い、ホームページや医療機関を含む接種会場において注意喚起を十分に行うこと。</p> | <p>市ホームページにおいて情報提供を行うほか、医療機関を含む接種会場において、副反応や副反応が発生した時の相談窓口等についてのポスターの掲示や、リーフレットを配布するなど情報提供を行い、注意喚起を図ってまいります。</p> |

【4月26日】

| 項目 | 内容 | 進捗状況 |
|--------------------|--|---|
| 新型コロナウイルス対策についての要望 | <p>(イ)ワクチンの供給数の市民への周知 ワクチン予約の参考とするため、市民に対して予約受付日ごとのワクチン供給数を明示し周知すること。 その際には、情報アクセスの公平性に鑑み、ホームページだけでなく自治会掲示板や回覧板などについても活用を検討すること。</p> | <p>接種対象者に送付している「新型コロナウイルスワクチン接種実施開場一覧表」において、1週間当たりの上限人数を明示しております。変更等については、速やかに市ホームページで周知するとともに、その他の周知方法等については別途検討してまいります。</p> |
| | <p>(ロ)コールセンターでの対応の改善 4月26日の予約受付開始日に長時間予約のための架電を行った市民がいたことを鑑み、供給数に達した時点でそれを伝える自動応答に切り替えるなど、市民の負担を減らす対策を行うこと。</p> | <p>予約受付に達した時点で自動応答に切り替えるよう改善しております。 また、6月14日から、オペレーターを増員し、対応しております。</p> |

【1月19日】

| 項目 | 内容 | 進捗状況 |
|-------------------|---|--|
| 新型コロナウイルス対策における要望 | <p>1. <u>高齢者入所施設職員を対象とした PCR 検査について</u> 埼玉県が実施する『高齢者入所施設職員を対象とした PCR 検査』について、上尾市を対象とするよう県に対して要請を行うこと。</p> | <p>【高齢介護課】 既に県に対して要請しており、県からは検討する旨回答を受けております。この結果、2月16日付で高齢者施設職員に対する PCR 検査を実施する旨の回答を得ています。</p> |
| | <p>2. <u>高齢者入所施設入居者に対する PCR 検査について</u> 高齢者入所施設の入居者に対する PCR 検査を実施すること。また、国の補助制度等について周知が徹底されるよう相談窓口等を設けること。</p> | <p>【高齢介護課】 2月4日に行われた埼玉県新型コロナウイルス対策本部会議において、高齢者入所施設の新規入所者等に対して県が PCR 検査の実施を決定したことを受け、その動向を注視し、県からの通知をもとに、施設に対し周知を図る予定です。 また、県が行っている「新型コロナウイルス感染症包括支援事業」の中で PCR 検査費用の助成を実施していますので、相談があった場合は、埼玉県高齢者福祉課へご案内いたします。</p> |
| | <p>3. <u>市立小中学校における PCR 検査について</u> 感染者が発生した市立小中学校について、保健所による判断によらず、市として必要と考える場合には PCR 検査を実施するための規則や基準等を設けること。</p> | <p>【学校保健課】 市内の小中学校で感染者が発生した場合は、感染症法に基づく保健所の疫学調査の判断に基づき対応しております。 感染拡大の恐れがある場合は、念のための拡大 PCR 検査を実施しているところであり、今後も保健所と連携し対応してまいります。</p> |
| | <p>4. <u>埼玉県感染防止対策協力金について</u> 埼玉県感染防止対策協力金について、市としても相談対応を行うとともに、申請のサポートを行うこと。また、準備が間に合わなかった等の理由により本来対象となる事業者が協力金を受け取れない場合に、市としての支援を検討すること。</p> | <p>【商工課】 市の「事業者向けワンストップ窓口」や上尾商工会議所におきまして、埼玉県感染防止対策協力金についても相談に応じる体制を整え、広報あげおやあびおに掲載しております。 また、上尾商工会議所と協力して、協力金の概要を両ホームページに掲載しているほか、会員向けにダイレクトメールを送付するなど、広く周知しております。 現時点では、協力金を受け取れない場合の支援については実施する予定はありませんが、国の動向を注視するとともに、相談体制や周知を強化することにより、対象事業者様が期限内に協力金を申請できるよう支援してまいります。</p> |

【1月5日】

| 項目 | 内容 | 進捗状況 |
|-------------------|--|---|
| 新型コロナウイルス対策における要望 | <p><u>1. 成人式について</u> 令和3年上尾市成人式については、慎重な検討を行うとともに、中止とする際には貸衣装代等の費用について補償を行うこと。</p> | <p>【生涯学習課】 令和3年上尾市成人式につきましては、慎重に検討を行った結果、新型コロナウイルスの感染拡大状況に鑑み、各公民館に記念撮影スポットを設置したうえで、オンライン形式に開催方式を変更して実施いたしました。貸衣装代などの補償については考えておりません。</p> |
| | <p><u>2. 新型コロナウイルス総合窓口について</u> 新型コロナウイルス総合窓口を、前回の緊急事態宣言と童謡の体制とすること。</p> | <p>【新型コロナウイルス対策室】 現在、問い合わせ件数がピーク時と比較して減少していることから市役所3階に移転し業務を継続しています。今後、問い合わせ件数等の状況を踏まえ、適切に対応してまいります。</p> |
| | <p><u>3. 公共施設について</u> 市民の活動場所の確保のため、市内の公共施設については、感染対策を十分に行ったうえで、極力閉館等を行わないこと。</p> | <p>【各所管課】 施設の貸し出しについては、埼玉県からの「催物(イベント等)の開催制限の要請」に基づき上尾市新型コロナウイルス対策本部で協議・決定し、各施設で感染症対策を実施したうえで市民の皆様の利用に供するよう努めております。</p> |
| | <p><u>4. 『新しい行動様式』の徹底について</u> 小売店舗等への大人数での入店は控えるなど、『新しい行動様式』を徹底するよう市として市民に対して具体的な呼びかけを行うこと。</p> | <p>【健康増進課】 「新しい生活様式」の実践については、市HPにおいて、買い物等具体的な例を提示し、お知らせしております。今後におきましても、機会をとらえ、呼びかけを行ってまいります。</p> |
| | <p><u>5. 保育所について</u> 保育所については、基本的に通常通りの運営を行うこと。また、自粛要請が行われる際には、保育所間で登園率に差異が生まれないよう施設に徹底するとともに、利用者に対して保育の提供が妨げられない旨周知を行うこと。</p> | <p>【保育課】 緊急事態宣言にかかる保育所等の対応については、通常通り開所します。なお、今後登園自粛要請を行う場合があれば、全ての保育所等が同じような方法で登園自粛が図れるよう、施設に周知いたします。また、利用者にも感染状況に応じた周知が図れるよう対応いたします。</p> |
| | <p><u>6. 学童保育所について</u> 学童保育所については、基本的には受け入れを通常通り行うこと。また、以前実施をした小学校の校庭の学童保育所への開放を改めて全校において実施すること。</p> | <p>【青少年課】 緊急事態宣言にかかる学童保育所の対応については、通常通り開所いたします。また、小学校の校庭の利用についても、従来通り実施いたします。</p> |

| | | |
|--|---|--|
| | <p><u>7. フードパントリー等について</u> 生活困窮世帯の児童生徒の支援のため、フードパントリー・子ども食堂等の支援を行う補助金交付等の施策を行うこと。</p> | <p>【子ども支援課】 2 回目の緊急事態宣言に伴う、新たな補助金交付等を実施する予定はございません。子ども食堂には、食材、マスク及び消毒薬の提供を行っており、フードパントリーには、あっぴーマスクバンクから提供を受けたマスクを提供しております。また、広報あげお 2 月号では、子ども食堂とフードパントリーの特集を組み、市民や企業からの物品などの提供の協力についても周知を行う予定です。</p> |
| | <p>8. 市内事業者の支援について 市内事業者、特に飲食店や交通事業者等について、必要な支援策を迅速に実施すること。</p> | <p>【商工課・交通防犯課】 昨今の感染拡大の状況や国・県の動向などに鑑み、12 月末で終了予定であった「事業者向けワンストップ窓口」を 3 月 31 日まで延長いたしました。緊急事態宣言下でも引き続き運用することで、市内事業者の資金繰りや雇用維持の確保など、事業継続の支援に努めていきます。</p> |
| | <p><u>9. 新型コロナウイルス感染症ワクチンについて</u> ワクチン接種の体制確保のため、上尾市として予算化を行い、必要な措置を実施すること。</p> | <p>【健康増進課】 ワクチン接種体制確保のため、1 月 15 日付で人事異動を行い、担当組織を設置するとともに、一部関連予算については、1 月 26 日付で専決処分を行い、準備を進めているところです。</p> |

2020年
【12月14日】

| 項目 | 内容 | 進捗状況 |
|-------------------|--|---|
| 新型コロナウイルス対策における要望 | 市内各公民館ロビーにパーテーション等の感染防止用機材を設置すること。 | 【生涯学習課】 市立公民館は、感染予防・拡大防止対策の観点から利用制限を設けて開館しています。現在は、各部屋の定員を通常の2分の1にし、利用者には検温、手指消毒、定期的な換気、部屋の利用後の消毒などにご協力いただいております。 公民館ロビーについては、感染予防・拡大防止対策が十分に行えないことから、当面の間ご利用を休止させていただいております。 |
| | 市内に発熱外来の設置を行うこと。 | 【健康増進課】 埼玉県が指定する「診療・検査医療機関」では、発熱などの症状がある方を診療し、必要に応じて新型コロナウイルスやインフルエンザの検査を行います。上尾市においても12月15日現在、35の医療機関が指定を受けていることから、市が発熱外来を設置することは考えておりません。 |
| | PCR検査を医療従事者および、介護施設、障がい者就労施設、子ども関連施設等の職員に対し実施すること。 | 【健康増進課】 現在、国・県において、感染の集団発生を防ぐため、医療従事者や高齢者介護施設、保育施設等の感染リスクの高い集団におけるPCR検査等の行政検査対象の拡大が図られています。 また、高齢者施設等における自費検査費用に対する助成なども行われておりますことから、市がPCR検査を実施することは考えておりません。 |
| | 民間事業者が実施するPCR検査の活用について検討を行うこと。 | 【健康増進課】 民間においては低コストな検査等様々なものが実施されているところであり、市内の感染状況を注視しつつ、県・保健所や市医師会などの意見を聞き、効果的な対策について、検討してまいります。 |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>感染症に罹患した場合および濃厚接触者と認定された際の対応について統一的なルール等を定めるとともに、保護者に対して周知を図ること。</p> | <p>【保育課】 園児、職員が感染または濃厚接触者と特定された場合、保健所の指導や国のガイドライン等に従い対応することになります。また、今後緊急事態宣言が出される事態が生じた場合は、全ての保育施設が同じような方法で登園自粛が図れるよう、対応いたします。 なお、その場合は、新型コロナウイルスの感染状況に応じた周知が図れるよう、対応してまいります。</p> <p>【学校保健課】 文部科学省および県教育委員会作成のガイドラインに基づき、上尾市立学校においてもマニュアルを作成し、対応について定めております。市が各校のホームページでも掲載し、周知を図っております。</p> |
|--|---|--|

【8月5日】

| 項目 | 内容 | 進捗状況 |
|-------------------|---|---|
| 新型コロナウイルス対策における要望 | PCR 検査をいつでも何回でも受けられる体制の構築を行うこと。 | <p>【健康増進課】 現在、医師が必要と判断した場合には PCR 検査を受けられる体制となっており、引き続き、上尾市医師会を支援してまいります。</p> |
| | 市内に発熱外来の設置を行うこと。 | <p>【健康増進課】 引き続き、上尾市医師会との協議を継続してまいります。</p> |
| | 消毒液やマスクの配布など自治会への感染症対策支援を行うこと。 | <p>【健康増進課】 消毒液やマスクについて、自治会に支援する予定はありません。</p> |
| | 教育施設、保育所、介護施設、障害者福祉施設等へのサーマルカメラおよび周辺機器の購入支援を行うこと。 | <p>【学校保健課】 現在、児童生徒及び教職員は、各家庭において、登校前の検温をお願いしており、来訪者についても昇降口で体温を確認する等の対応を図っております。なお、小中学校からの要望等から、表情も確認しながらの検温を優先し、非接触型温度計を購入しましたので、教育施設へのサーマルカメラを購入する予定はありません。</p> <p>【保育課】 現在、園児や職員は、登園や出勤前に体温を計測し報告しております。また、来訪者についても玄関前で体温を確認する等の対応を図っております。加えて、公立については、非接触型温度計を配布する予定で、私立については、現在、感染対策に必要な機器等の購入を補助していますが、それを拡充するべく、9 月定例会に上程する予定です。</p> <p>【高齢介護課・障害福祉課】 新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じるための支援金を事業所へ一律 5 万円交付していることに加え、埼玉県が事業実施主体となる新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業において、当該機器等の購入にも活用できる補助事業を整備しておりますので、当該事業について市内事業所に周知してまいります。</p> |
| | 小中学校の給食費の補助を半年間を目途に実施すること。 | <p>【学校保健課】 小中学校の給食費を補助することは現在考えておりません。</p> |

【7月14日】

| 項目 | 内容 | 進捗状況 |
|--------------------------------|--|--|
| 市立公共施設において感染が明らかになった場合の情報発信 | 市立公共施設(小中学校・保育所・幼稚園・公民館等)において新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合、市民の不安を解消し、いじめや風評被害を防ぐために、個人情報保護に配慮したうえで市民に対して適切な情報提供を行うこと。 | 【広聴広報課】 市の施設に勤務する職員、通学・通所している児童・生徒及びその他公民館等来所者についての新型コロナウイルスへの感染が判明した場合には、ホームページにおいて、個人情報保護に配慮した上で公表しております。 |
| 特別定額給付金の対象とならない新生児への市独自の給付金の支給 | 特別定額給付金の国における基準日である本年 4 月 27 日以降に生まれた新生児について、市で独自に給付を行うこと。 | 【福祉総務課】 9 月定例会に上程する予定です。 |
| インフルエンザ等の予防接種への補助制度の創設 | 新型コロナウイルス感染症の流行が長期化し、インフルエンザ等その他の感染症の流行が重なることが想定されるため、既存の感染症の感染拡大防止のため希望する市民が予防接種を受けられるよう、現在対象となっていない市民、特に児童生徒について補助制度を創設すること。 | 【健康増進課】 季節性インフルエンザワクチンの任意接種について、1 歳児から中学 3 年生を対象に費用の一部を助成するため、9 月定例会に上程する予定です。 |
| 家賃支援給付金について事業者への支援の検討 | 家賃支援給付金について必要な事業者が適切な支援を受けられるよう、市の事業者向けワンストップ窓口などで相談を受けるとともに、事業所と自宅を兼ねた施設で事業を行っている場合など、十分な給付金を受け取ることのできない事業者について市独自の給付などの支援策を検討すること。 | 【商工課】 8 月より事業者向けワンストップ窓口をリニューアルし、家賃支援給付金についても相談を実施しています。また、事業者が抱えるさまざまな悩み・課題・対策について、中小企業診断士をはじめとした各種専門家による無料個別相談も実施しています。これにより、ポスト・コロナ時代を見据えた経営ヘシフトし、事業継続を図れるような経営支援を進めてまいります。 なお、国・県の制度上、十分な給付金を受け取ることのできない事業者につきまして、国の「持続化給付金」や県の「埼玉県中小企業・個人事業主支援金」「埼玉県中小企業・個人事業主追加支援金」、市の「中小・小規模事業者売上回復支援金」により、家賃補助の代替としてご活用いただきたいと考えております。 |

【6月30日】

| 項目 | 内容 | 進捗状況 |
|-------------------------------|---|--|
| 就学援助認定者支援臨時給付金の拡充 | 新型コロナウイルス感染症と経済活動の自粛により、生活が逼迫した家庭が多くあるなかで、5月以降の申請者についても臨時給付金の対象とするとともに、就学援助の対象者の拡充等支援の充実についても検討を行うこと。 | 【学務課】 市単独事業として、7月末に就学援助認定者に他市児童・生徒1人当たり3万円の臨時給付金を支給することから、現時点で、その拡充等について実施する予定はございません。 |
| 市内企業の経済状況の調査ならびに感染症対策等の支援策の検討 | 市内事業者の状況を正確に把握して必要な支援へとつなげるため、新型コロナウイルス感染症の影響について事業者向けの調査を行い、調査の結果をもとに感染症対策等の支援策の検討を行うこと。 | 【商工課】 現在実施している「中小・小規模事業者売上回復支援金」の支給者に対し、「新型コロナウイルス感染症の影響についての事業者アンケート」を行い、経営上の課題や必要な支援策を調査している最中です。今後は、調査結果を分析し、事業継続に必要な支援策の検討に活用してまいります。 |
| 障害者を構成員とする家庭への支援 | 感染症を罹患した場合のリスクが高く、外出時などに対策が求められる障害者を構成員とする家庭に対して生活の不安を解消するための支援を行うこと。 | 【障害福祉課】 感染リスクの高い障害者のケアマネジメントを担当している相談支援事業者に対して、訪問介護や在宅支援など必要な情報提供を行い、障害者を抱える世帯の不安解消に努めてまいります。 |

【6月17日】

| 項目 | 内容 | 進捗状況 |
|---------------------------|---|---|
| ひとり親家庭・生活困窮者等学習支援事業における配慮 | 学校休業により子どもたちの学習状況に大きな変化が生じていること、学習支援事業そのもののスケジュール変更を余儀なくされていることに鑑み、子どもたち一人ひとりの習熟度や環境に沿った支援を行うよう徹底をすること。 | 【子ども支援課】 学習支援教室を6月15日(月)から開催しており、丁寧に子どもたちと関わりながら、一人ひとりに合わせた支援をしております。 |
| 家庭におけるオンライン教育環境の整備 | 国のGIGAスクール構想関連予算において、家庭におけるオンライン教育環境の整備のためタブレット型PCやルーターの整備については補助が用意されているが、通信環境の整備については自治体において検討することとしていることに鑑み、国の動向を見ながら第二波に備えた早急な検討を進めること。 | 【教育総務課】 モバイルルーターと一体となる通信費用につきましては、市が毎月発生する通信費を負担することを想定すると、大きな財政負担が懸念されるところでございますので、国に要望をまいりたいと考えております。 |
| SNSを活用した虐待相談窓口の周知 | 埼玉県がSNSを活用した虐待相談窓口の開設を決定したことを踏まえて、相談受付が開始し次第市内の児童生徒および保護者が活用できるよう、周知の方法などについて検討を進めること。 | 【子ども・若者相談センター】 埼玉県に確認したところ、現在開設にむけて準備中で、詳細が決定した段階で市町村へ情報提供を行うとの内容でした。周知の方法については県と連携し対応を検討します。 |
| PCRセンターの設置期間の延長・強化 | 今後第二波が予測されていることやインフルエンザの流行時期における対策が求められていることに鑑み、PCRセンターの設置期間を延長するとともに、体制の強化に努めること。 | 【健康増進課】 上尾市医師会PCR検査センターの開設期間については、感染拡大の状況や埼玉県の動向を踏まえ、上尾市医師会と協議してまいります。 |
| 救急職員のPCR検査 | 新型コロナウイルス感染症と熱中症について同様の症状が見られるとの報告があることに鑑み、そのような症状の患者を搬送した救急隊員のPCR検査を行うなど、職員のリスクを軽減する対策を取ること。 | 【警防課】 新型コロナウイルス感染と熱中症の症状として、高熱やだるさが共通しており鑑別は困難です。 救急隊員は、感染リスク対策として日本環境感染学会のガイドラインに基づき、すべての出動においてマスク、ゴーグル、手袋及び感染防止衣の上下を基本装備として対応し、新型コロナウイルス感染が疑われる場合は、より密閉性の高いN95マスクの装着を徹底させ、感染リスク対策に万全を期しています。 また、傷病者に対してもマスク着用の協力をお願いしております。 万が一、搬送に従事した隊員に感染が疑われた場合は、医師及び保健所の指示に基づきPCR検査を実施し、退院間の感染拡大防止を図ります。 |

| | | |
|-----------------------------------|---|--|
| <p>介護および障害者福祉サービスにおける感染症対策の強化</p> | <p>利用者への新型コロナウイルス感染症の影響が深刻化する可能性の高い、介護サービス・障害福祉サービス事業者に対して、感染症対策のため、経費の補助などの支援を行うこと。</p> | <p>【障害福祉課】 新型コロナウイルス感染症対策を支援するため、障害福祉サービス事業所及び障害者通所支援事業所に対して、一律 50,000 円を交付する予定です。 【高齢介護課】 緊急事態宣言後に発出された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び「埼玉県における緊急事態措置」において、事業の継続が求められている介護サービス事業所等に対して、新型コロナウイルス感染症対策のための支援費として一律 50,000 円を給付する予定です。</p> |
| <p>事業者向けの家賃補助</p> | <p>国の第二次補正予算で事業者向けの家賃補助制度が創設されることを鑑み、市として早急に今後の対応について検討するとともに、市独自の事業者向け家賃補助制度についても検討を行うこと。</p> | <p>【商工課】 当初より、国の「持続化給付金」や県の「埼玉県中小企業・個人事業主支援金」、市の「中小・小規模事業者売上回復支援金」の活用により、家賃補助の代替になると考え、それぞれの施策が円滑に実行されるよう努めてまいりました。今後につきましては、国の第 2 次補正予算により、家賃支援給付金がメニューに加わったことから、今後の国や県の動向を注視したいと考えております。</p> |
| <p>市内飲食店を支援するための商品券の発行</p> | <p>市内飲食店が依然として深刻な経営環境にあることを踏まえて、その支援のための商品券を市として発行し、広く市民に行きわたるようにすること。</p> | <p>【商工課】 上尾市観光協会では、新型コロナウイルスの影響を受けている市内の飲食店への支援として、6 月 1 日より、30%のプレミアム分を付加した「コロナに負けるな！あげおグルメ応援お食事券」として発行いたしました。大変好評だったこともあり、6 月補正予算により市から上尾市観光協会へ事業費分を補助することで、追加発行する予定です。 なお、周知につきましては、7 月中旬に市内全戸へ配布する同感染症関連支援事業を紹介したリーフレットに掲載するほか、市のホームページや「あげおグルメサイト」による周知、SNS を活用した情報発信などを通して、幅広く周知を図ってまいります。</p> |
| <p>公共交通事業者への支援</p> | <p>新型コロナウイルス感染症に伴う自粛要請などによりバス事業者やタクシー事業者など公共交通事業者の経営状況が全国的に悪化していることに鑑み、市民の足を確保するため、地域公共交通サービスの維持確保に努めること。</p> | <p>【交通防犯課】 緊急事態宣言後に発出された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び「埼玉県における緊急事態措置」において、事業の継続が求められている市内を運行する路線バス運行事業者に対して、新型コロナウイルス感染症対策のための奨励金を支給する予定です。 なお、妊娠の届出をした人に対し、10,000 円分のタクシーチケットを支給し、妊婦の感染リスクの低減と、市内交通事業の活性化にも繋がる、妊婦応援タクシー利用料金助成事業を実施する予定です。</p> |

【4月27日】

| 項目 | 内容 | 進捗状況 |
|-------------------|---|---|
| 発熱外来 PCR センターについて | 「発熱外来 PCR センター」を上尾市内に設置すること。 | 【健康増進課】 すでに市内設置に向けて、上尾市医師会と協議を開始しています。 |
| | 「発熱外来 PCR センター」の設置に際し迅速な対応を可能とするため、上尾市医師会をはじめとした医療関係機関との調整作業を早急に監視すること。 | 【健康増進課】 市内設置の検討の中で調整しています。 |
| | 「発熱外来 PCR センター」への来所に支障を来す市民のために交通手段を確保すること。 | 【健康増進課】 基本的には、本人が自家用車、または徒歩等によって来所していた だく事を想定しています。 |
| | 上尾市役所内部に、保健師を含む必要な職員を配置した「新型コロナウイルス相談窓口」を設置すること。 | 【行政経営課】 様々な相談に対応する相談窓口の設置について検討しています。 |

【4月15日】

| 項目 | 内容 | 進捗状況 |
|----------------------------|--|---|
| 受付窓口の設置 | 新型コロナウイルス感染症に関する住民福祉、健康、融資をはじめとした支援策等について、市民の相談にワンストップで対応できる、『新型コロナウイルス感染症特別対応窓口』を新設すること。設置にあたっては、担当部署に保健士を必ず配置すること。 | 【行政経営課】 様々な相談に対応する相談窓口の設置について検討しています。 |
| 市職員に感染者が発生した場合を想定した勤務体制の検討 | 職員の交代制での勤務やテレワーク化など、市職員に感染者が発生し濃厚接触者の自宅待機などが必要となった際に業務に支障のない勤務体制を取ること。 | 【職員課】 自宅勤務、週休日振替による土日勤務、時差出勤、サテライトオフィスの取り組みを実施しています。 |
| 災害発生時の対応の検討 | 緊急事態措置期間ないし新型コロナウイルス感染症対策が行われている期間中に災害が発生した場合を想定し、避難所運営をはじめとした災害対応について早急に検討すること。災害発生時に避難所などで集団感染が発生することを防ぐためにガイドラインを策定し、各自治会など市民に対して周知の徹底を行うこと。 | 【危機管理防災課】 避難所運営をはじめとした災害対応、避難所などで集団感染が発生することを防ぐための対応を検討中です。 |
| 発熱外来の設置の検討 | 自治体が独自に発熱外来を設置している例が出ていることを踏まえ、上尾市として発熱外来を設置することについて早急な検討を行うこと。設置が必要となった場合を想定した医師会や保健所との連携体制を構築すること。 | 【健康増進課】 すでに上尾市医師会と協議を開始しています。 |
| 国から支給されるマスクの回収ならびに配布 | 国から支給されるマスクについて不要とする市民がいることを想定し、市役所本庁舎ならびに支所などに回収のための設備を設置し、回収したマスクは物資を必要とする高齢者施設、障がい者施設、保育所、学童保育所などに配布を行うこと。回収にあたっては破棄する市民が発生しないよう早急に周知を図ること。 | 【健康増進課】 ご自宅で在庫として余裕あるマスクについて、寄付のお申し出をいただいた際は謹んでお預かりしております。 |
| 支援策の周知の徹底 | 国が検討を進めている「生活支援臨時給付金(仮)」をはじめとした、新型コロナウイルス感染症ならびに感染症対策において経済的な影響を受けた市民が支援の対象となるにもかかわらず情報の入手ができないことにより支援を受けられないことのないよう、ホームページや市広報、自治会の回覧板や掲示板などあらゆる手段を活用し、市民への周知の徹底を図ること。それにあたっては、支援について種別に国、県、市それぞれの制度をまとめた一覧表等の資料を作成し、市民に伝わる周知内容を心がけること。 | 【広報広聴課】 市民への情報提供は広報誌の特集ページ、SNS やホームページを通じて丁寧に行ってまいります。 【福祉総務課】 特別定額給付金制度の詳細が決まり次第、周知に努めます。 |

| | | |
|-----------------------------|--|--|
| <p>県営住宅を活用した支援の実施</p> | <p>生活の基盤である住居を失う市民が生まれることを想定し、県営住宅を活用した住居の確保のための支援施策を県と連携して行うこと。</p> | <p>【都市計画課】 解雇等により住宅を失った方に対する公営住宅の入居については、埼玉県において一時提供を行っていることから、今後も情報収集を行っていきます。 なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により住居の確保が困難となった方に対しては、埼玉県住宅課において県営住宅を提供しております。</p> |
| <p>市独自の融資制度の創設</p> | <p>新型コロナウイルス感染症発生後の経済状態の変化により経営状況が悪化し当面の運転資金の確保が困難である市内中小企業ならびに個人事業主を支援する、無利子、無担保の融資を迅速に行える制度を市独自で設けることを早急に検討すること。</p> | <p>【商工課】 国の緊急経済対策により、ほとんどの融資制度で無利子・無担保による融資を実現できており、市としてはこれらの制度融資の活用を促進し、スピーディーに融資実行までつなげることができるよう、上尾商工会議所と連携して『事業者向けワンストップ窓口』を開設いたします。また、一部無利子化になっていない「マル経融資(小規模事業者経営改善資金)」の本体枠 2 千万円分について、市独自で利子補給を実施いたします。なお、現在、市独自の給付金制度の創設についても検討しています。</p> |
| <p>休業期間中の学校での受け入れ条件の再検討</p> | <p>市では、埼玉県からの通知に従って、休業中の学校での児童生徒の受け入れにあたっては、昼食持参と保護者による送迎を条件としているが、家庭環境に困難を抱える児童生徒においてはこれらの条件を満たすことが困難であることを踏まえ、特に休業が長期化する場合にはボランティアによる送迎の許可や給食センターの一部稼働による昼食の提供などの柔軟な対応を行うこと。</p> | <p>【学校保健課・中学校給食共同調理場】 児童生徒の送迎については保護者様をお願いしており、ボランティアによる送迎は考えておりません。 給食センターの一部稼働による昼食の提供は現在考えておりません。</p> |
| <p>児童生徒の生活面、心理面でのケア</p> | <p>休業期間が長期化したことにより生活習慣の変化があったり、心理的な不安を抱える児童生徒が生まれることを想定し、教員だけでなく専門のカウンセラーなどによるケアを行うこと。また、家庭環境に困難を抱える児童生徒については特に、家庭支援を含めたケアを行うこと。</p> | <p>【指導課】 教育センターにおいて、教育相談員・スクールカウンセラー等による相談体制を整えております。「臨時休業に伴う教育相談リーフレット」を作成し、ホームページにて広報しています。家庭環境に困難を抱える児童生徒については、本人との電話等により、定期的に状況を把握しております。 【学校保健課】 児童生徒の受け入れは、個々の相談に応じ、弾力的に行っております。</p> |

| | | |
|------------------------------------|---|---|
| <p>学業の遅れならびに格差の発生防止</p> | <p>休業期間の長期化により学業の遅れや家庭環境によって格差が生まれることが懸念されていることを踏まえ、保護者の負担ではなく市の責任として対策を行うこと。</p> | <p>【指導課】 学習の遅れに対し、教科書及びそれと併用できる教材等に基づく家庭学習を、「学習計画表」などを用いて、計画的に行えるよう必要な措置を各校で講じております。</p> |
| <p>生活困窮世帯に対する食料品の配布に係る補助金交付</p> | <p>保育所ならびに学校の休業措置により給食等の提供を受けられない児童生徒が発生することを踏まえ、生活困窮世帯の児童生徒に対し、子ども食堂運営団体が実施している「こども弁当」「フードパントリー」などの支援のための補助金交付措置を行うこと。</p> | <p>【子ども支援課】 市単独の補助金等は検討してございませんが、子ども食堂等が行うフードパントリーの案内チラシなどホームページに掲載したり、窓口で紹介などしております。</p> |
| <p>在宅勤務への対応におけるガイドラインの提示</p> | <p>在宅勤務を行う保護者がいる児童生徒の保育所ならびに学童保育所の受け入れや保育時間について、保護者の実情を踏まえた対応について市としてガイドラインを定め、施設ならびに市民に提示すること。</p> | <p>【保育課】 保育の必要がある方は受け入れております。なお、国の緊急事態宣言を受けまして、感染拡大の防止や職員体制の確保等の観点から、在宅勤務を行う保護者にも可能な限り保育時間の短縮についてご協力をお願いしております。</p> <p>【青少年課】 児童が自宅で過ごすことができない場合は受け入れることとしております。なお、県の緊急事態措置を受け、感染拡大防止のため、児童が自宅で過ごすことができない場合を除き、登所の自粛をお願いしております。</p> |
| <p>縮小運営の際の学童保育所の受け入れにおける公平性の確保</p> | <p>学童保育所については緊急事態宣言発令後の措置として県からの通達に基づき規模を縮小して開所することとなるが、それにあたっては利用者の公平性が十分保たれるよう留意して受け入れの決定を行うこと。</p> | <p>【青少年課】 児童が自宅で過ごすことができない場合は受け入れることとしております。</p> |
| <p>学童保育所の運営支援</p> | <p>学童保育所の運営にあたって4月以降に発生する経費については、県と連携して市として責任をもって補償を行うこと。また、正規指導員の負担軽減のため、学校教職員が支援する体制を構築すること。</p> | <p>【青少年課】 国の財政措置の動向を注視しながら対応してまいります。学校教職員の支援については、必要に応じて協力を依頼します。</p> |
| <p>学童保育所に対する校庭開放の徹底</p> | <p>厚生労働省の通達に基づき、小学校の校庭を学童保育所に対して開放をすること。また、開放実施について調査を行い、実施に至っていない小学校については教育委員会から指導し、校庭開放の徹底をすること。</p> | <p>【学校保健課】 児童生徒への学校の校庭開放を行っています。学校の受け入れも行っていきます。</p> |

| | | |
|--------------|---|---|
| 感染防止のための物資支援 | 全国的に感染防止のための物資が不足していることを踏まえて、保育所ならびに学童保育所においてマスク、消毒液、石鹼等が不足している場合には支援を行うこと。特に保育所への支援にあたっては、市立と私立の別や認可保育所とそれ以外の保育所の別などの差をつけることなく一律の基準を設けて行うこと。また、今後も同様の状態が続くことを踏まえて計画的な物資の調達を行うこと。 | 【保育課】 市立保育所だけでなく、私立保育園、認定こども園、小規模保育施設、事業所内保育施設に対しても、マスク、消毒液の配布を行っております。 【青少年課】 職員用として大人用マスクを各放課後児童クラブへ配布しています。 【健康増進課】 今後も物資の調達に努めます。 |
|--------------|---|---|

【4月13日】

| 項目 | 内容 | 進捗状況 |
|----------------|--|---|
| ネットカフェ利用者の受け入れ | <p>市は、県に対して (イ)必要な職員を配置し、利用者への適切な指導を行うこと (ロ)利用者の人数や推移など、施設の利用状況などについて適宜市に報告すること (ハ)利用者の健康状況の把握に努め、体調不良の際には速やかに医療機関に繋ぐこと の3点を要請している。これらの要請について、県からの回答を市民、特に地元自治会に周知し、不安を取り除くための対応を行うこと。また、県の対応が要請に従ったものでないと認められる場合には、改めて県に対して要請を行うこと。</p> | <p>【生活支援課】 4月14日に現地を視察、要望事項の実施状況を確認した。4月15日、東町自治会長へ、現状を電話及びFAXにて報告を行っています。また、今後も情報提供を行ってまいります。</p> |
| | <p>受け入れた利用者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合に備え、行動記録の提出を求めるなどの、市内での集団感染の発生を防ぐ適切な措置を行うよう、県に対して要請すること。</p> | <p>【生活支援課】 発熱などで感染の疑いがある人に対しては、利用者とは別の部屋で待機させ、帰国者・接触者相談センターの指示を仰ぎ、医療機関への受診を勧めることとなっています。 また、そのような場合には、随時市に対し報告が入ることとなっています。</p> |

【4月2日】

| 項目 | 内容 | 進捗状況 |
|---------|--|---|
| 生活困窮者支援 | <p>生活福祉資金貸付制度における特例貸付などの生活困窮者支援の施策について、ホームページなどで情報を入手することが困難な市民がいる可能性を踏まえ、各自治会の回覧板での周知や市広報配架箇所案内チラシを設置するなどの対策を行うこと。</p> | <p>【生活支援課】 広報あげお5月号の新型コロナウイルスによる特集ページにて掲載を予定しています。</p> |
| DV対策 | <p>「女性のための相談」「女性のための法律相談」については、相談受付を停止することのないよう対策を検討すること。緊急の状況下となってもカウンセラーが確保できるよう対策を講じること。また、在宅勤務などの事情により電話相談がしにくい環境が生まれていることを鑑み、今後同様の状況が長期化することが想定される場合にはSNSでの相談などの代替手段を設けること。</p> | <p>【人権男女共同参画課】 ①「女性のための相談」「女性のための法律相談」は、電話相談対応で継続実施しています。 ②配偶者暴力相談センター業務は、通常通り実施しています。 相談手段の代替については、内閣府が4/20開設予定の「DV相談＋(プラス)」(メール24時間対応)を活用・連携してまいります。</p> |